

## 特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究



### <目的>

- ◎特別支援学校における教育課程編成及び実施の特色ある取組の実際を明らかにする。
- ◎特別支援学級における「特別な教育課程編成」の現状と課題を明らかにする。

## 特別支援学校

### 《悉皆調査で示された5課題》

- ①類型やコース制
- ②複数障害種に対応する教育課程編成
- ③高等部における職業教育
- ④交流及び共同学習の位置づけ
- ⑤自立活動と他領域及び各教科の関連

### 《実地調査—特別支援学校9校》

- ◆教育課程編成手順
- ◆5課題に関する実践上の工夫

### 現状：

- 児童生徒の実態の多様性に応じた指導を展開

### 課題：

- 個別の指導計画の活用、自立活動の指導と教員の専門性の共有に向けた校内体制の整備がさらに重要

## 特別支援学級

### 《3調査実施》

- ①都道府県・指定都市教育委員会質問紙調査
- ②特別支援学級担当者（3県小・中学校）質問紙調査
- ③特別支援学級（研究協力機関4校）実地調査

### 現状：

- 約半数の委員会が、特別支援学級の「教育課程編成の手引き」を作成
- 多くの自治体が、特別支援学級の教育課程編成に関する研修会を実施
- 「教育課程編成の手引き」等を参考にして、児童生徒の実態に基づいた指導目標や指導内容を設定
- 短い特別支援学級担任の経験年数

### 課題：

- 特別支援学級担当者の専門性の確保・向上・維持
- 在籍児童生徒の実態に応じた教育課程編成
- 重点化・焦点化した教育課程編成の困難性
- 自立活動の指導目標・内容設定・実施の困難性

### まとめ

- 特別支援学級担当者が適切に「特別な教育課程」を編成していくためには、特別支援学校の教育課程の評価を参考にすることが重要
- 特別支援学級担当者の専門性の確保・向上に向けて、特別支援学校での実践を参考にし、自立活動の指導の具体的な提案や障害種に応じた手引きや研修会の内容の検討が必要

研究成果報告書サマリー (H25-A-01)

[専門研究A]

特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の  
編成と実施に関する研究

(平成24年度～25年度)

**【研究代表者】 原田 公人**

**【要旨】**

平成22～23年度で実施した専門研究A(重点推進研究)「特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究」では、約1,000校ある全ての特別支援学校への質問紙調査法により、新学習指導要領への移行に向けた時点での、教育課程編成の全体的な実施状況を把握した。

そこで、本研究では、その結果も踏まえ、移行措置の時期を終え本格実施の時期に入った特別支援学校の新学習指導要領に基づく教育課程編成の特色ある取組を収集し、学校毎に丁寧に追跡していく質的研究の手法により、その現状と課題を明らかにした。

併せて、新たに、特別支援学校の学習指導要領を参考にして編成することとなっている小・中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関する現状と課題を、障害種別も考慮しながら、担任や市町村教育委員会などへの質問紙調査や訪問調査などから明らかにした。

**【キーワード】**

学習指導要領、教育課程、特別支援学校

平成26年8月



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
National Institute of Special Needs Education

## 【背景・目的】

平成22～23年度専門研究A「特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程の在り方に関する実際研究」で示された5課題は、「複数障害種に対応する特別支援学校における教育課程編成」、「教育課程のいわゆる類型やコース制」、「高等部における職業教育」、「交流及び共同学習の教育課程での位置づけ」、「自立活動と他領域及び各教科の教育課程編成上の関連」である。本研究はそれらを踏まえ、特別支援学校における新学習指導要領の下での幼児児童生徒個々のニーズに対応した教育課程編成の在り方について検討することを目的とした。また、特別支援学校の学習指導要領を参考にして編成することもできる小・中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成について、教育委員会への質問紙調査及び研究協力機関（特別支援学級）への訪問調査や特別支援学級担当教員との協議により、特別支援学級での教育課程編成に関する現状と課題を把握した。

本報告書は、平成24年度から2か年、新学習指導要領に基づく特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施の状況を総合的に考察したものである。

## 【方法】

### （1）特別支援学校における教育課程

研究職員の先行研究、文献調査、研究協力機関（9校）への実地調査及び研究協議会の開催（所外研究協力者の助言）による情報収集及び課題分析を行った。

### （2）特別支援学級における教育課程

全国の小・中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関する調査（調査対象：全都道府県・指定都市教育委員会）、平成24年度実施の結果集約及び分析、小・中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関する調査（調査対象：山形県・福井県・長崎県の全特別支援学級設置校）、平成25年度実施の結果集約及び分析、並びに小・中学校の特別支援学級（4学級）を対象とした実地調査及び協議による課題確認を行った。

### （3）研究協議会の開催及び研究協力者の報告

研究協議会を年2回、計4回開催し、協議を行った。

研究協力者には、「教育課程編成及び実施の現状と課題」に関する寄稿を求めた。

## 【結果と考察】

### （1）特別支援学校における教育課程編成及び実施に関する5課題

#### 1) 教育課程の類型やコース制

類型やコース制を設けている研究協力機関（特別支援学校）8校の取組は、それぞれ

の学校の状況に応じた課題や工夫が認められた。いずれの学校においても共通する点は、「類型やコース制の設定の意義を改めて理解し、その運用上の課題を明確にすること」と考える。そして、類型やコース制を設ける際に求められることは、①児童生徒の特性、進路等に応じて適切な設定を行うこと、②指導の目標と内容が第三者にわかりやすいこと（ガイダンス機能）、③学校教育目標の達成に向けて、学校としての一貫性（指導の方針が同じであること）や系統性（指導の順序性が明確であること）である。

## 2) 複数障害種に対応する特別支援学校における教育課程編成

複数障害①（病弱と肢体不自由）では、障害の違いはあるが、教育課程編成については大きな違いはないと考え、自立活動と体育以外は基本的に指導教科・領域の時数は同一とし、教育課程上でも整合性をとっていた。また、入試や個別の指導計画、校内研究に至るまで、幅広い工夫と取り組みがなされていた。

複数障害②（知的障害と肢体不自由）では、両部門の教育課程の独立性を大切にしながら、OJT や研究授業を通して、知・肢併置の利点活用を推進することにより、学習指導の充実を図っていた。また、授業の計画・実施・評価・改善（PDCA）のプロセスにおいて、肢体不自由、知的障害の各部門の教員が協力をしてそれぞれの利点を活用しながら学習指導を改善・充実した事例研究を行っていた。

## 3) 高等部における職業教育

教育課程の類型やコース制の設定、作業学習の班編成など、各グループでの指導を検討、工夫することで、より各生徒の実態に対応した職業教育がなされることが考えられる。各校の取組から、作業学習の班編成や指導内容、「福祉」の指導内容、学校設定教科の設定やその目標、指導内容等を検討し、また整理・明確化することで、より職業教育を充実させていこうとしていることがうかがえた。

また、職業教育の内容を、より実際的なものにするという点で、企業と連携し、現場実習の結果を検討すること等により、作業学習等の指導内容として何が必要かを検討すること、企業からの意見を積極的に聴取するなど、想定される就職先と連携した取組を進めることも重要であると考えられた。

## 4) 交流及び共同学習の教育課程での位置づけ

学校間交流を行う場合、相手校の教育課程や教育活動としての指導の形態との関連を考慮して、自校の教育課程を位置づけたり、教育活動としての指導の形態を決めたりしていた。

交流及び共同学習や地域の人々との交流を活性化させるためには、特別支援学校のセンター的機能や特別支援教育コーディネーターの役割を十分活用して、特別支援学校の教育活動について周知を図ることなど、できることから学校間交流や地域の人々との交流を始めたり、地域の中で行われる活動に参加したりすることが大切である。そして、交流及び共同学習を活性化させる方策を学校組織として明確にすることが重要である。

## 5) 自立活動と他領域及び各教科の教育課程編成上の関連

コースや学部内、または自立活動担当が指導計画を作成し、全職員が、小・中・高の順に系統的に見られるようにしている、特に、個別の指導計画においては、作成時に目標や内容の根拠を明示し、内容を保護者に確認している。また、自立活動と各教科等との関連は、教育課程編成上整理されているが、実施に当たっては、全教職員での共通理解が課題である。

評価は、実施授業毎に、指導者間で情報共有を図りながら行う。通知票記載の際に、自立活動担当者と担任の協議で行ったり、評価規準を明確にして、根拠を明らかにしながらより客観的な評価を行ったりするように努めている。

「個別の指導計画」との関連、障害に対応した専門性、指導の一貫性・系統性、学習指導要領に示された各項目との関連をどのように図っているかという評価に関する課題がある。

## (2) 特別支援学級における教育課程編成及び実施の現状と課題

### 1) 全国都道府県教育委員会調査（平成24年度）

調査対象は、全国47都道府県教育委員会特別支援教育担当部署及び全国20指定都市教育委員会特別支援教育担当部署で、調査の方法は、本研究所内に設置されたアンケートシステム「WEB CAS formulator」を用いて実施した。調査期間は、2012年8月1日から2012年8月31日まで。

各教育委員会では、手引き等を作成したり、研修を設定したりして特別支援学級における指導の充実や教育課程の編成に向けた取組が行われていた。一方、特別支援学級の教育課程編成に関する課題として、専門性の確保・向上・維持に関すること、障害の程度や学年等が大きく異なる児童生徒が在籍している特別支援学級の教育課程編成の在り方、障害の程度が異なる児童生徒が同一学年に在籍している場合の教育課程の編成の在り方、特別支援学級に在籍する児童生徒における交流及び共同学習の教育課程上の位置づけ等を挙げる教育委員会が多かった。

課題として、特別支援学級担任の人事と専門性の確保、特別支援学級設置校における管理職のリーダーシップと全教職員の特別支援教育への理解とかかわり、障害の程度や学年が異なり多様な特別な教育的ニーズの児童生徒が一つの学級に在籍する場合の教育課程編成の仕方等が挙げられた。

### 2) 小・中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関するアンケート調査

調査目的は、山形県、福井県、長崎県における小・中学校の特別支援学級を対象に、「特別の教育課程」の編成と実施の現状と課題を明らかにすることである。調査対象は、山形県、福井県、長崎県の特別支援学級が設置されている全ての小・中学校である。調査方法・期間は、各県の教育委員会に対して、平成25年1月18日に調査用紙

を送付し、委員会に各小・中学校へ調査用紙の配付を依頼し、郵送にて平成25年2月28日までに返送してもらった。

特別支援学級における教育課程の内容・方法についての課題としては、いずれの県の小・中学校でも、「自立活動をどのように組み立てたらよいかわからない」や「どこに視点、重点を置いて編成したらよいか分からない」が多く挙げられた。

特別支援学級における教育課程の編成・実施面の課題としては、いずれの県の小・中学校でも、「教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない」や「保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいか分からない」が多く、また「特に課題となることはない」の回答が多かった。なお、いずれの県も知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級が、県内の学級数全体の約9割を占めていた。

### 3) 特別支援学級訪問調査

4県（茨城県、山形県、福井県、長崎県）における小学校特別支援学級に対する訪問調査を実施した。調査内容は、校内での特別支援教育の推進の現状、特別支援学級の概要（在籍児童数、児童の実態、交流及び共同学習、卒業後の進路等）、特別支援学級の教育課程編成の手順、特別支援学級の教育課程編成の内容・方法に関する課題と工夫、特別支援学級の教育課程編成に関する学校組織や運営面の課題と対応であった。特に、特別支援学級における教育課程編成及び実施の現状と課題では、在籍児童の実態が多様であることによる教育課程編成の難しさ、児童の実態把握や指導内容の選定が妥当であるのか不安、在籍児童全員による授業時間の確保の難しさが示された。これに対し、「各教科、領域と自立活動の関連性やそれぞれの指導のねらいを明確化し、指導内容の重点化・精選を図る」や「年度初めに、交流及び共同学習先の担当者と活動内容について計画や調整を行う」等の実践があった。

学校組織や運営面の課題と工夫では、校内での特別支援学級（在籍児童）に対する理解啓発、特別支援学級の教育課程について協議する場がないことが示された。これに対し、「特別支援学級の教室の配置に配慮する」、「公開授業や学習発表会を通して在籍児童への理解を深めてもらう」や「他校の特別支援学級担当者と交流したり、特別支援学級担当者会に参加したりする」、「年度初めに、交流及び共同学習先の担当者と活動内容について計画や調整を行う」の実践がなされていた。

### 【総合考察】

特別支援学校における教育課程編成及び実施に関する5課題については、①教育課程のいわゆる類型やコース制では、児童生徒の実態や進路先の多様化に対応している状況があるが、準ずる教育課程と知的代替の教育課程の狭間にある児童生徒（学年の教育課程の一部を扱わない、一部の教科のみ下学年対応の教育内容を適用する。下学年や下学部の教育内容を適用するなど）については、学部間協議や個別の指導計画の

作成など、更なる検討を要する。②複数障害に対応する特別支援学校の教育課程編成では、類型やコース制を設けることにより、複数障害に対応した指導体制、指導形態、指導内容、指導方法について、実践を通じた検討を深めることにより、共通性や独自性が明らかになってきているが、特に、自立活動の指導について、教員の専門性の共有を図るために校内研修体制を更に充実する必要がある。③高等部における職業教育では、学校種によって高等部における在籍生徒の多様化が示された。特別支援学校の学習指導要領においては、学校卒業後の社会参加・自立を目指した教育を行うことが求められていると捉え、生徒の実態把握のためのアセスメントや学校卒業後の就労状況の把握（移行支援）など、校内体制整備について更なる検討が必要である。④交流及び共同学習では、学校種を問わず、年間指導計画に交流及び共同学習を位置づけた実践がなされ、相手校との連絡会などでの目標設定、学習内容、評価の確認や活動の工夫に努めている状況があった。交流及び共同学習は「今後のインクルーシブ教育システム構築」と直接的にも間接的にも結びつきの深い教育活動の一つであると考えられる。このため、今後、更に各校の実践の集積が重要となる。⑤自立活動では、この時間に充てる授業時数については学習指導要領に示されておらず、障害の状態などに基づく教育ニーズに応じて配当されている。また、各教科等の指導にあたっては、教育ニーズに応じた「個別の指導計画」を作成することが義務づけられている。このため、自立活動の「個別の指導計画」の作成・評価について検討が今後更に重要になると考えられる。

特別支援学級における教育課程編成及び実施については、各教育委員会では、手引き等を作成（都道府県、指定都市ともに約50%）したり、研修を設定（都道府県98%、指定都市100%）したりして特別支援学級における指導の充実や教育課程の編成に向けた取組を行っている。しかし、学級担任の専門性の確保・向上・維持、障害の程度や学年等が異なる児童生徒を対象とする特別支援学級の教育課程編成の在り方、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する知的な遅れのない児童生徒を対象とする教育課程編成の在り方、特別支援学級に在籍する児童生徒における交流及び共同学習の教育課程上の位置づけが課題として挙げられた。このことから、当該の児童生徒に対する指導、支援は学校全体の課題ととらえ、課題解決に向けた実践を職員の協働のもとに展開する必要がある。特に、専門性をどう担保するかが大きな課題としておさえることが重要である。

#### 【成果の活用】

- ・質問紙調査の分析の一部について、日本特殊教育学会第51回大会（明星大学）（9月開催）において、ポスター発表（1）（2）を行った。
- ・国立特別支援教育総合研究所セミナー第2分科会（平成26年1月31日）にて、成果の報告、参加者との協議を行った。
- ・最終報告書は、Webサイトで公開予定である。